

3－（１）農業青年組織等活動活性化事業(県農業青年組織活動活性化助成) 実施要領

1 目的

県域の農業青年組織が独自に取り組む資質向上や地域活性化等に関する事業に助成することにより、農業青年組織の自主的な活動を促進する。

2 助成対象者

鹿児島県農協青壮年組織協議会（以下青壮年協という。）

鹿児島県農業青年クラブ連絡協議会（以下青年連絡協という。）

3 対象となる活動

事業主体が独自に取り組む、上記の目的に合致した自主的な活動

4 助成限度額

1団体当たり 300千円

5 事業の申請、決定、実績報告等

（１）助成を受けようとする県農業青年組織においては、申請書（別記様式第22号）に次の関係書類を添付して青壮年協においては農協中央会を、青年連絡協においては県を経由して提出する。

ア 事業計画書

別記様式第23号

イ 収支予算書

別記様式第10号

ウ 助成金振込口座の写し

（２）理事長は、提出された申請書を審査し、適当と認めるときは、決定通知書（別記様式第24号）により県農業青年組織へ通知する。

（３）当該事業を実施した県農業青年組織は、事業実施年度末までに事業実績報告書（別記様式第25号）に次の関係書類を添付して青壮年協においては農協中央会を、青年連絡協においては県を経由して報告する。

ア 事業実績書

別記様式第23号

イ 収支精算書

別記様式第13号

ウ 写真

エ 領収書の写し

オ 活動内容のわかる総会資料等

カ 協会ホームページ掲載用の実績書

6 助成金の返還

当初計画に対して事業が相当程度実行されていない場合や、事業実績報告書等の提出がない場合は、助成金の返還を求めることがある。